

都市ガスの需給対策について

2022年8月22日

資源エネルギー庁

本日も議論いただきたいこと

- 前回、供給対策としてのLNGの調達・事業者間の融通や、需要対策としての需給ひっ迫時の情報提供、経済D R・経済インセンティブの活用、個別の需要抑制について様々なご意見をいただいたところ、対応の方向性・考え方について、更にご議論いただきたい。
- これまでの議論の整理の骨子案について、ご議論をいただきたい。

1. 必要な量のLNGの調達と事業者間の融通のあり方

- 電気事業者やガス事業者等は、各々、発電用と都市ガス用のLNGを調達している。このような個社の調達量の総和が、日本全体の発電用・都市ガス用等の需要に応えられる量が確保されることが必要。
- 予定していた長期契約によるLNG調達に支障が生じた場合の代替調達は、これまでも各事業者が最大限の取組を実施してきているが、有事の際に個社の努力を超えた範囲で調達支障が生じる可能性を念頭に、事前の備えを講じることが重要ではないか。
- 電気においては、kWh公募を通じた燃料調達や、電気事業法に基づく経済産業大臣によるJOGMECへの燃料調達の要請といった、民間事業者の調達を補完する仕組みがあり、国の関与の下、全体として必要な発電用の燃料を確保することとしている。
- 都市ガス用LNGについて、全体として必要な都市ガス用LNGを確保するために、民間事業者が予め追加的にLNGを調達することを補完する仕組みや国の関与のあり方として、どのようなことが考えられるか。
- その上で、LNG在庫がひっ迫する特定の事業者に対する融通に関しては、燃料調達に補完的な仕組みがあり発電用の代替燃料も存在する電気と、そのような補完的仕組みや代替の選択肢がない都市ガスとの間における業界を越えた融通を含む、事業者間の融通について、電気・都市ガスのそれぞれにおけるひっ迫状況や、都市ガスの融通手段の制約も踏まえ、国と関係事業者による実務的で実効的な枠組みを整備することが適当ではないか。

(前回の委員／オブザーバーご意見)

- 販売段階での協調は別だが、安定供給のための融通は、競争法から見ても問題は無いのではないかと。共同調達についても、一般の利益に資するのであれば問題ないと思う。事業者間の融通については更に進めるべき。【武田委員】
- 有事の際には業界をあげて融通に取り組み、国民は節約に取り組むのだと思う。高騰するスポット調達への支援としては低利融資など色々な方法があり得る。電気事業法33条の3のような規定をガス事業法に入れることを検討いただきたい。【草薙委員】
- LNG船での融通をする際、内航船の場合、カボタージュ規制がある。内航船がタイミング良く手配できるか。産地が違うLNGを同じタンクで保管するのが難しいという話も聞いたことがある。どこまでの融通が可能か詳しく確認した方がいい。【橋本委員】
- 融通以前の問題として、共同調達が必要ではないか。電力におけるJERAのように、ガスについても購入をまとめる必要性を打ち出すべき。【橘川委員】
- 日本全体で節ガスが必要という点に関して、特定の供給ネットワークで危機になった時、LNGを融通することをしないと意味が無い。余裕ある部分の融通は今までもやってきた。特定の地域で足りなくなった時、日本全体で節ガスをして、積極的に支援する仕組みが必要。ガス協会の融通の仕組みがそこまでカバーしているなら、この議論は必要ない。余っている分を越えて、節電によってLNGの余裕を作ってガスに回すなど、踏み込んで考えるべき。エネ庁でそこまで踏み込んだ準備をしてもらえるのか。ここで議論しているのは安全保障上の危機の話。仕向地条項による制約が本当にあるのであれば早急に取り除くべき。【松村委員】
- 誰が責任をもって融通をするかの仕組み、余裕がある場合ではなく、どこも供給量が不足しているときの融通の仕組みが必要。【小林委員】
- 電気は広域機関が融通を主導。ガスには広域機関がない中で、誰が要となって出来るのか。この点は決めておかないと実際には動けない。エネ庁としてはどこを想定しているか。【大石委員】
- 融通にあたっての物理的・契約上の制約を取り除くことを考える必要あり。広域機関が無い中で、どう融通するかのルールや指針が必要。金銭的・経済的な補償も決めておく必要あり。【木山委員】

(前回の委員／オブザーバーご意見)

- 電気事業者としても、この冬に向けてLNGの途絶はリスク要因。6/30の電ガ小委で今後の検討課題となっていた業界の垣根を超えたLNGの融通については、ガス事業者と電気事業者の相互の連携が重要。可能な限り協力させていただきたい。【電事連・佐々木オブザーバー】
- ガス業界として、最大限の努力をして融通をしていくという姿勢は変わらない。この場での検討は、2～3ヶ月のタームでどこも足りなくなる場合について議論していると認識。調達は、当初は共同調達であったが、購買力が向上し、LNGがコモディティー化する中で、個社による調達へ移行。各社の経営判断でもあり、その点も踏まえて検討いただきたい。【ガス協会・早川オブザーバー】

2. 経済DR・経済インセンティブの活用について

- 経済DR・経済インセンティブの活用は、需給ひっ迫の懸念がある場合の需要対策の手段であるが、都市ガスの需給ひっ迫のおそれが生じる前の段階から、都市ガス事業者が主体的に講じることができる対策の手段であり、現下のLNGスポット価格が高騰している状況では、例えば、スポット調達を行っている場合など、平時においても都市ガス事業者にとって活用の意味がある手段。
- 需要削減に応じる需要家は、削減の対価の受け取りを前提に、各々が最適な行動を選択することとなるため、社会生活・経済活動への影響を最小化しつつ、需要を削減することが期待される。
- このため、都市ガス事業者は、経済DR・経済インセンティブについて、経済的メリットを踏まえ、ビジネスベースでの活用に最大限取り組むことが求められる。
- その際、都市ガス事業者は、既存の電気におけるkW・kWh削減の経済DRのサービスの内容に囚われることなく、都市ガス事業の特徴を踏まえた内容を検討すべき。

(前回の委員／オブザーバーご意見)

- 規制は最後の手段であり、その前にDRが先に来るべき。より低いコストで抑制出来る人と契約を結び、順番に契約が進む。契約が出来ないところはやむを得ず規制される。このままの議論では、各業界は「規制されるとこんなに困る」という影響のアピール合戦になり、制度設計できない。DRを主役ととらえて検討してほしい。【松村委員】
- 経済DRをやる場合は要求事項やペナルティも考えるべき。【木山委員】
- 順を追って対応することが大事。最初は経済DR・インセンティブ、さらに困った時は個別対応。【大石委員】
- 需要抑制は製造業にとっては生産量を減らすこと。まずは供給対策をしっかりやってほしい。企業収益はもちろんの事、サプライチェーンへの影響、経済全体への影響が大きくなる可能性がある。電力からガスへの融通は効果的。特に、原子力の再稼働は、ガスの需給ひっ迫への対応とともに、CO2削減や貿易収支の改善、さらには、国際的なガス需給緩和への貢献にもつながる。需要側対策として、大規模事業者から規制していくのは乱暴で、需要抑制は最終手段。まずは供給対策、DRで対応すべき。【経団連・小野オブザーバー】
- DRについては、クラウドファンディング型のものを提案したが、このようなインセンティブをつけたようなものも検討していきたい。【ガス協会・早川オブザーバー】

(7/11の委員／オブザーバーご意見)

- 電気のkWhの経済DRは参考になるので、そのようなものをガス事業者は十分考えて用意しておくことが重要。単に、お願いや道德ベースの節約に依存するのではなく、協力してくれた人に経済的インセンティブが発生するような状況を作らなければならない。【松村委員】
- 仮に強制的な措置を講じるとしたら、なおさら経済DRについては、相当スピード感を持ってガス事業者は汗をかかねばならない。経済DRのようなことがおろそかになったら、全く理解を得られない。ガス事業者は、早急に経済DRに対応するものを相当インセンティブに交渉し、色々なアイデアを開発しなければならない。【松村委員】
- 大きく削減に協力していただくところについては、DRのような経済インセンティブを入れていくのではないか。【二村委員】
- 経済DRは、需要家に自主的に節ガスを促す目的に沿った取組を検討するものと理解。非常に重要だと考えている。ガス事業者は電気と違い、大半は事業規模の小さい中小事業者のため、自らシステムを構築して家庭用向けのDRサービスを展開するといったことは、難しいという側面がある。【ガス協会 早川オブザーバー】

4-1. ガス版経済DRの検討 (2) 今後の検討の方向性

- 有事の際に、需要家の積極的な節ガスを促すインセンティブについて、**ガス小売事業者は事業規模も大小様々で取り組める内容にも違いがあるが、業界として積極的に検討してまいりたい。**JGAとしても、各ガス小売事業者の参考となるようなスキームについて検討・発信していく。
- こうした**ガス版経済DRの取り組みを更に加速させるために、エネルギー間の公平性も踏まえた経済的支援策**をお願いしたい。

考え得るガス版経済DRの一例

※ 考え得るスキームの一例であり、実現性や実効性については検証が必要。

【実績反映型インセンティブ】

- 事業者が示す節ガスの取り組み事例等を参考に、**需要家が取り組んだ「前年同月比の節ガス量」に応じて、ポイント付与※1や料金単価の値下げといった還元策※2の投入**

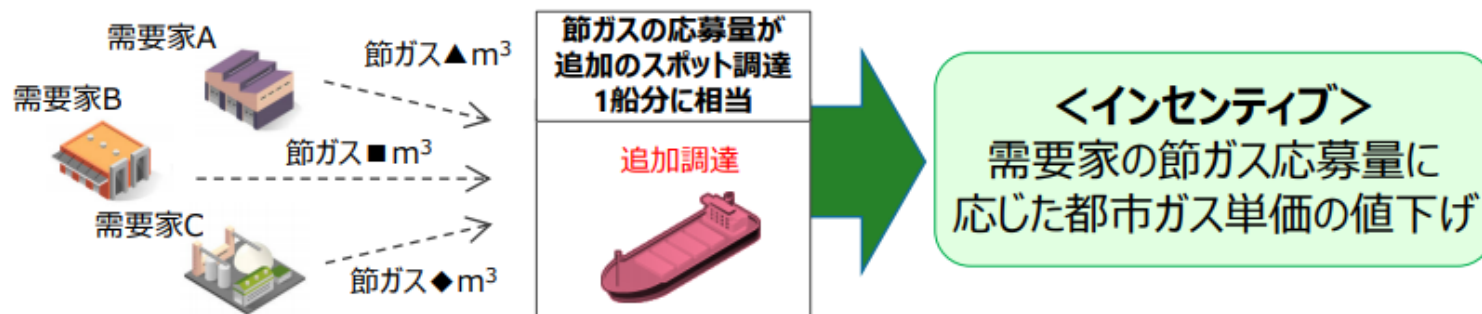
※1…当該ポイントをギフト券等に交換することで需要家の実質的な負担軽減に繋げる

※2…実行にはオペレーション構築やシステム対応の課題があるため、具体的な対象やスキーム等は事業者毎に判断が必要

【事前募集型インセンティブ（クラウドファンディング）】

- 有事が発生した際、**需要家に追加のスポット調達1隻分に相当する節ガス量を募集※3する。**
- 募集した節ガス量が1隻分に到達した段階でスポット調達を抑制することができるので、**応募した需要家が応分の需要抑制を実現いただけることを前提に、都市ガス料金単価の値下げ等で還元する。**

※3…節ガス量の応募と既存の需要家との契約の関係性については留意が必要



3. 需給ひっ迫に関する情報提供について

- LNGの原燃料リスクが顕在化し、供給対策を講じてもなお必要な国内需要量を満たすことができない万が一の場合には、一定期間の需要対策を講じる必要があり、需要家に対し、需給ひっ迫の程度について情報発信することが必要。
- 都市ガスは、電気と違い広域機関に相当する機能が存在しないことや国によるLNG在庫のモニタリングがないことから、このような特別な状況においては、国が、都市ガス用のLNGを輸入している大手ガス事業者やLNG調達事業者等から、都市ガス用のLNGの在庫量、入船予定、想定需要量等の情報の提供を受けることで、全国的なLNGの需給状況を把握することとし、電気と併せて、需要家に対して、全体的なひっ迫の程度を伝えるための情報発信をすることとしてはどうか。
- 加えて、特定の供給エリアに関して、LNG受入基地の在庫がタンクの運用下限に達するおそれがある場合には、当該供給エリアの一般ガス導管事業者が、調達事業者等からLNG在庫量等の必要な情報の提供を受け、需要家にガスの使用量の削減を促すための情報提供についても準備してはどうか。ただし、その際は、電気のひっ迫警報や予備率とは性質が異なることや、促したい行動が需要家に伝わる発信内容であることが必要。
(前回の日本ガス協会の提案も踏まえて実務的に検討。)

（前回の委員ご意見）

- 自主的節約のための情報提供をパーセントで出すことは、電気に類似して分かりやすい。需要家の行動を促す上で有効な案。【又吉委員】
- 情報提供により節約を促すことは大事だが、「先に使ってしまった」というような行動を誘発してはいけない。【二村委員】
- どのような情報でどのような行動を促していくべきかを考えるべき。電気のkwのイメージに引きずられている。節ガスは長きにわたって行うので、どこでやっても同じになる。1週間ごとの情報を提供する意味が分からない。【松村委員】

（7/11の委員ご意見）

＜需給ひっ迫に関する情報提供のあり方＞

- 節ガス要請に関する情報提供について、「でんき予報」のように具体的な数字がないと、消費者は動かない。【大石委員】
- 要請に係る情報提供に関して、個別企業のLNG在庫情報を開示するのは、LNG調達の交渉力を劣化させるため望ましくない。【又吉委員】
- 要請に係る情報開示について、LNGの売り手はプロなので、危機的状況における事業者の状況はわかっているはず。危機的な状況であるということを需要家に伝えるという観点で、検討してはどうか。【松村委員】
- 情報開示について消費者の立場としては、きちんとした情報を分かりやすく開示することが最低限必要なことである。【二村委員】
- 誰がどのように情報を出していくかという点について、国がリーダーシップをとって国全体として発信することで、節ガスに資する。【草薙委員】
- 在庫情報の開示について、現状のレベルを公開するのではなく、例えば昨年度との比較を国全体として開示する、2週間単位で出すといったことがあるのではないか。【小林委員】

3-1. 需給ひっ迫状況の情報提供 (1) 対応の方向性

- **有事が発生**し、供給対策を講じてもなお、**需要対策を実施する必要がある場合には**、事業者から更なる情報提供を行う。
- 前回、ネットワーク（以下、NW）単位で需要を抑制しなければ、**結果的にNWの需給バランスが崩れ、ガスの供給に支障**が生じる懸念があるため、国や事業者からの節ガス要請はNW単位で行われる方向性が示された。
- また、NWの需給がひっ迫する段階で需要家に節ガスを要請するにあたり、**当該NWの正確なひっ迫状況を分かりやすく情報提供し、需要家の節ガスへの協力を得ることが重要**であると認識している。
- 以上を踏まえ、節ガスを行う際に事業者から行う情報提供は以下の方向性で検討を進めていく。

節ガス要請に係るガス事業者の情報提供の方向性

情報提供の意義	➢ 需要家に節ガスへの取り組みに対し、最大限協力いただくために、 需要家に対してガスがどの程度ひっ迫しているのかを認識していただくこと。
導管事業者と小売事業者の役割分担	➢ 導管事業者は、当該NWに接続しているLNG調達事業者（旧一ガス以外の事業者を含む。以下同様）から需給状況に係る情報提供を受け、それを取りまとめて情報提供を行う。 ➢ 小売事業者は、自らの需要家に対してNWの情報提供内容について周知するとともに、自らのひっ迫状況に応じて自らの需要家に節ガスを要請する。
情報提供内容	➢ 需要家の節ガス行動の指標を示すことが可能であり、事業者の調達行動への影響にも鑑みたNW単位の「（仮称）都市ガス需給状況（％で表示）」を情報提供する（次頁参照）。
情報提供のタイミング	➢ 有事が発生 し、LNG調達事業者が代替LNGの確保・調達に向けた対応を行ってもなお、需給ひっ迫が解消できず、小売事業者が 需要対策を行うことが想定される状況となったタイミング。
今後検討する事項	➢ LNG調達事業者から導管事業者への情報提供等、具体的なオペレーション。 ➢ 需給ひっ迫度合いに応じて、速やかに国と連携しつつ判断・対応できるような仕組み（判断基準や内容）の構築。

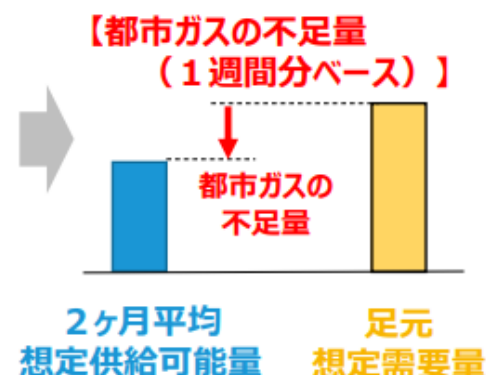
3-1. 需給ひっ迫状況の情報提供 (2)「都市ガス需給状況」の考え方

- 「都市ガス需給状況」は、**想定される需要量 (m)** に対して、**どれだけ供給量 (m) が足りていないか (都市ガスの不足量 (m))** をパーセンテージで表現したもの。

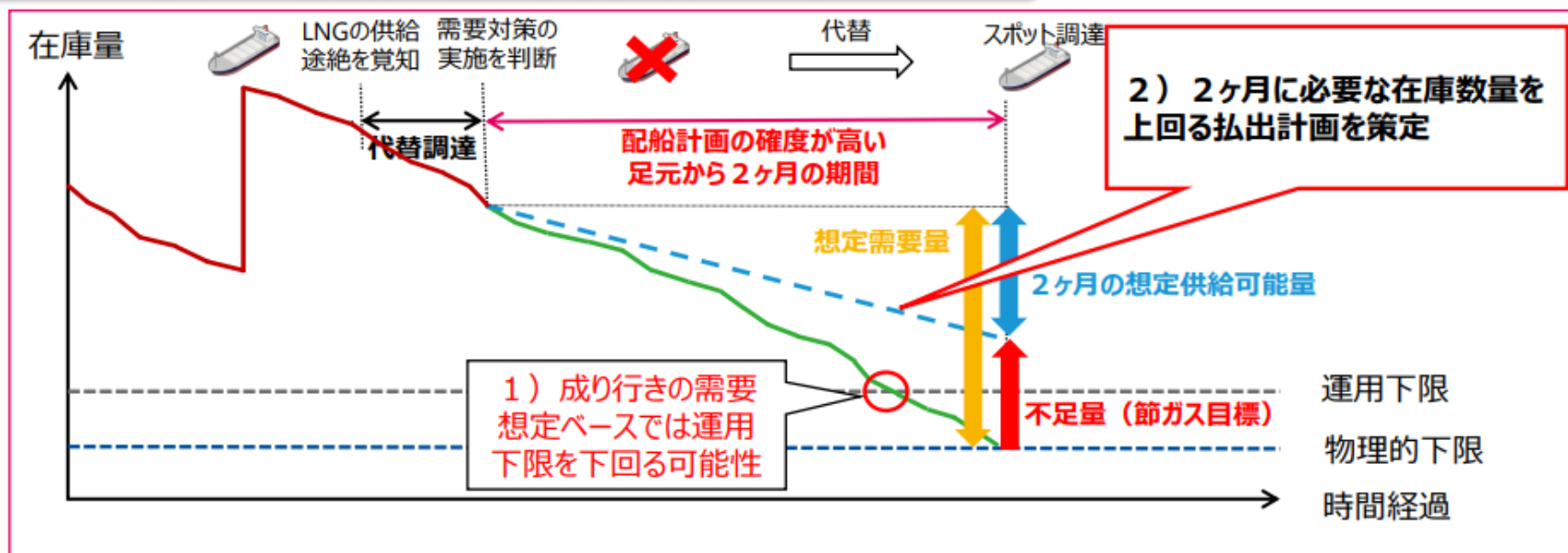
「都市ガス需給状況」の算定式 (概略)

$$\text{都市ガス需給状況} [\%] = \frac{\text{都市ガスの不足量} [m] (\text{想定供給可能量} [m] - \text{想定需要量} [m])}{\text{想定需要量} [m]}$$

- ※ NW内に複数のLNG調達事業者が存在している場合、それぞれの都市ガス需給状況を合成して算定。
- ※ 足元から2ヶ月の間にLNGの入船が予定されている場合は、“想定供給可能量”に算入する想定。
- ※ 2ヶ月の想定供給可能量÷8週することで、1週間分ベースの想定供給可能量とする。



「都市ガス需給状況」の考え方 (イメージ)



3-1. 需給ひっ迫状況の情報提供 (3)「都市ガス需給状況」の情報提供イメージ

- 需給ひっ迫時には、需要家に足元の状況を踏まえた需要抑制を行っていただくことが重要となるため、**足元から2週間分の「都市ガス需給状況」**を情報提供する（毎週更新）。
- なお、算定した「都市ガス需給状況[%]」そのものが、当該NWで必要な節ガスの目安となる。

都市ガス需給状況の情報提供イメージ

■ 1週目（1/1～1/7）の
都市ガス需給状況は、想定需要量に対し
XX%不足する見込みであり、非常に厳しい
ひっ迫状況です。

都市ガス需給状況

－XX%

■ 2週目（1/8～1/14）の
都市ガス需給状況は、想定需要量に対し
YY%不足する見込みであり、厳しいひっ
迫状況です。

都市ガス需給状況

－YY%

※ 「都市ガス需給状況」の数値が表すひっ迫状況については、今後、各社の在庫運用の実態、およびLNGの供給途絶が発生した際の影響等を試算した上で、都市ガス需給状況の数値の評価を検討。

4. 個別の需要家の需要抑制についての考え方

1. 都市ガスの使用節約については、同一供給エリア内の全ての都市ガス需要家に自主的な取組としてお願いすることが想定されるが、使用節約のみでは、需給ひっ迫の状況が十分解決されない場合には、都市ガスの供給停止を防止するための更なる取組が求められる。
2. 更なる取組としては、小売事業者から個々の需要家に対し、個別に需要の抑制を要請することが考えられるが、その際は、家庭、商業、工業といった需要家の属性、需要家の規模、都市ガスの用途、消費量、適用料金、設備等の停止や再稼働に要する時間・費用、損失や経営への影響、国民生活、社会経済、サプライチェーンへの影響等、様々な事項への配慮が重要。
3. 実態としては、需要調整等の契約に基づく取組や、経済DRや経済インセンティブ等を活用した取組も含めて、個々別々の需要家ごとの任意の取組の積み重ねとなると考えられるが、特に大口の需要家については、よく調整した上で、安定的に取組を実施していくことが効果的と考えられる。
4. このような個々別々の任意の取組を、一定期間、安定的かつ効果的に継続実施するにあたり、国からの協力要請の他に、国による最終的な手段として、規制的手段の整備についても検討が必要ではないか。
5. 電気においては、電気事業法に使用制限の規定があり、政令において受電能力が500kW以上の需要家を対象と定め、更に実施に際しては省令・告示で病院等の社会的に重要な施設等についての適用除外等を定めることとしている。都市ガスについても、電気の制度を参考に制度を検討することとしてはどうか。
6. 仮に電気の制度のように対象等を政令で限定する場合には、電気とガスの特性の違いも踏まえて、改めて丁寧な検討の必要がある。また、規制的手段を実施する場合には、準備期間を設け、対象となる供給エリア内の対象需要家や地方公共団体、関係省庁等と調整し、地域の実情や社会・経済活動への影響を十分に踏まえて、実施内容を決定していくことを想定。

(前回の委員／オブザーバーご意見)

- ピークシフトではなく、使用量自体を減らすことなので、産業に与える影響をより深く検討するべき。行政機関や、医療、介護施設で節ガスが難しいのは理解しているが、それ以外の業界でも節ガスが難しい業界があるのでそのあたりも深掘るべき。他産業に大きな影響がある可能性もある。経済に与える影響も加味して制約することはできないか。【橋本委員】
- 規制は最後の手段であり、その前にDRが先に来るべき。より低いコストで抑制出来る人と契約を結び、順番に契約が進む。契約が出来ないところはやむを得ず規制される。このままの議論では、各業界は「規制されるとこんなに困る」という影響のアピール合戦になり、制度設計できない。DRを主役ととらえて検討してほしい。【松村委員】
- 大口需要家の需要抑制について法的根拠が整備されていない中での協力要請は、国からの発信も重要。【又吉委員】
- 契約上に需要抑制の規定がない場合、個々の小売事業者でこれをやるのはハードルが高い。法的根拠があるといいし、なくても国からの要請などがあるといい。経済的損失に直結するので公平性の視点が重要。事前のルール整備も重要。【木山委員】
- 各取組の優先順位があり、大口の需要抑制は最終手段。介入の度合いが小さいものから実施されるべき。【武田委員】
- 順を追って対応することが大事。最初は経済DR・インセンティブ、さらに困った時は個別対応。その時は事業者だけでは難しいので国も関与。大口需要家ほどの効果は出なくても、消費者一人一人も国の方針が出れば行動に移す。国の関与の準備を進めてほしい。【大石委員】
- 需要抑制は製造業にとっては生産量を減らすこと。まずは供給対策をしっかりやってほしい。企業収益はもちろんの事、サプライチェーンへの影響、経済全体への影響が大きくなる可能性がある。電力からガスへの融通は効果的。特に、原子力の再稼働は、ガスの需給ひっ迫への対応とともに、CO2削減や貿易収支の改善、さらには、国際的なガス需給緩和への貢献にもつながる。需要側対策として、大規模事業者から規制していくのは乱暴で、需要抑制は最終手段。まずは供給対策、DRで対応するべき。【経団連・小野オブザーバー】
- 家庭用の節ガスには限界があり、大口が重要。民民の契約では強行的にやるのは難しいので、国からも協力要請を発信いただき、それを受けて対応していきたい。【ガス協会・早川オブザーバー】
- 緊急時において、電力・ガスともに需要抑制が必要な状況下で、各事業者はどのように行動すべきか、業界の垣根を越えて総合的な判断が可能となるよう、考え方をあらかじめ整理しておくということが日本全体のエネルギーの安定供給の継続という観点で重要。国においてもぜひご検討をお願いしたい。【電事連・佐々木オブザーバー】

(7/11の委員／オブザーバーご意見)

<個別の需要家の需要抑制>

- 目的が大きいかからといってどのような手段も許容されるわけではない。最も費用が小さい方法で、かつ競争への影響など、ガス市場が阻害されない形で対策を講じることが重要。【武田委員】
- 大口の需要家を対象として需要抑制を求めるということは仕方がない考える。都市ガス以外の代替エネルギーの利用手段を有する需要家との調整を優先する点も妥当と考える。代替エネルギーの手段を有する需要家はそれほど多くはないと思うが、需要抑制を求められれば応じるのではないか。【鈴木委員】
- 電気とガスの両方の節減要請が来ると、事業者にとっては生産量の抑制につながる。インセンティブを含めて考えるべき問題。【鈴木委員】
- 工場でガスの使用量を削減する場合に、生産プロセス上、代替エネルギーが利用できない問題あり。現場での代替というよりも、全体のエネルギー削減や生産計画での対応が必要となる。【小林委員】
- 産業毎の節ガス要請について、他社が従うから自分も従うということであれば、下流の個別の消費サービス市場の競争阻害効果を発生させるかもしれない。【武田委員】

<需要抑制を求めることが適当でない需要家の類型>

- 需要抑制の対象外とする重要機関などは、事業者が選別するのではなく、国が主導した方がいい。【橋本委員】

(7/11の委員／オブザーバーご意見)

<国の関与のあり方>

- 使用制限などの規制的な手段をとる場合には、法的根拠が必要。電気事業法と違い、ガス事業法にはそのような規定がない。【橋川委員】
- 法的な根拠があることで、ガス事業者は交渉の相談を始められる。制度の整備を進めていただきたい。【小林委員】
- 使用制限令などを発令せねばならないような事態に対応するため、法改正を視野に入れるべき。【草薙委員】
- 電事法に使用制限規定があってガス事業法に無いのは、ガスは相対的に必要性が低かったから。危機的な状況は頻発しないとしても、備えておかなければならない。事業法に明記するのはあり得る選択肢。【松村委員】
- 電気の使用制限令のような法律改正まですべきなのか、政府が国民にアナウンスするだけでコミットしてくれるのか。事業者側の意見も聞きながら決めていくのが望ましい。【橋本委員】
- 法の規定が無い中で、個別折衝でどのように対応していくかを考えた時に、国から個別需要家に向けての支援等が必要になる局面もある。【男澤委員】
- 節ガス要請や個別需要家への需要抑制の要請を後押しする支援策を検討いただきたい。【ガス協会 早川オブザーバー】

【参考】電気使用制限令の概要

- 電気事業法第34条の2に基づく命令
- 特定のエリアの契約kWが500kW以上の大口需要家を対象に、地域・期間・時間帯を指定した上で使用最大電力（kW）または電気使用量（kWh）を制限
- 病院や上下水道など、一部の社会インフラの用に供する需要設備等については、除外や緩和規定あり。

○前回の発動時（2011年夏季の需給ひっ迫への対応）の経緯と制限の態様

5月13日 電力需給緊急対策本部「夏季の電力需給対策」取りまとめ
6月1日 電気使用制限規則（平成23年経済産業省令第126号）を公布、施行
6月2日 各都道府県説明会を開始
6月17日 共同申請スキーム及び制限緩和の申請受付を〆切
6月27日 申請結果を需要家へ通知
7月1日 電気使用制限を開始
9月9日 電気使用制限を終了

○政令並びに省令及び告示によって規定されている事項

- ・対象者（契約kWが500kW以上の需要家 / 政令）
- ・対象エリア、対象期間、対象時間帯、除外対象設備、緩和措置対象設備（省令、告示）

【参考】電気使用制限令の除外及び緩和規定

- 適用除外及び制限緩和の対象となる事業者については、告示で指定。
- 対象事業者からの申請を受けて国がこれを審査し、除外又は緩和の対象が決定。

平成23年使用制限令の除外・緩和対象一覧

適用除外の対象	制限緩和の対象の例
・救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う医療施設 ・降雨等による水量の増加等により必要な排水又は蒸気処理を行う下水道、排水機場及びトンネル、濁水時に運転する導水補給施設 ・その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる重要設備	○使用最大電力の制限が、人の生命若しくは身体の安全又は衛生の確保に著しい影響を及ぼすと認められる次に掲げる需要設備 (例:医療施設/無菌、滅菌、常時稼働が必要な温度管理等の製造等の工程を有するため使用最大電力の制限が人の生命又は身体の安全の確保に重大な影響を及ぼす需要設備/老人福祉施設、介護保険施設等、火葬場、食料・飲料卸売業の用に供される冷蔵室・倉庫、旅館業/水道等に原水を供給する揚水機 等) ○使用最大電力の制限が、国民生活又は社会経済の安定に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げる需要設備 (例:工業用水の供給/航空交通管制/空港ターミナルビル/港湾運送その他の港湾における船舶からの取卸し、船舶への積込み又は荷さばき等の用に供される需要設備/鉄道事業又は軌道事業/中央卸売市場及び地方卸売市場/産業廃棄物処理施設/医学等に関する学部等の施設/夕刊紙の印刷/と畜場 等) 等